

パブリックコメント第29号

「第3次常陸大宮市行財政改革大綱(案)及び同実施計画(案)」に対する意見を募集します

常陸大宮市では、平成18年3月に第1次となる行政改革大綱を、さらに平成22年11月に第2次行政改革大綱を策定し、市民と行政による「協働のまちづくり」を推進するとともに、自立した財政基盤の確立や事務事業の見直しによる経費削減の実現に向けて、行財政改革に取り組み、一定の成果を上げてきました。

全国的な少子・高齢化の進展に伴う人口減少への対策や、地方分権改革への対応をしていくため、今後も安定した健全財政の運営推進を図るとともに、強固な自治機能を維持していく必要があります。このような状況を踏まえ、平成28年度を初年度とする「第3次常陸大宮市行財政改革大綱及び同実施計画」(平成28年度～平成32年度)を策定するため、市民の皆さんからの意見を募集します。

◎**案の公表日**

平成27年12月10日(木)

◎**意見の募集期間**

平成27年12月10日(木)～平成28年1月8日(金)

◎**公表案及び公表方法**

「第3次常陸大宮市行財政改革大綱(案)及び同実施計画(案)」

- ・市役所総務課行政改革推進G(本庁3階)、各総合支所市民福祉課で閲覧
- ・市ホームページで公表

◎**意見を提出できる方**

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- ・市内に存する学校に在学する方
- ・上記に掲げるもののほか、市に納税義務がある方

◎**意見の提出方法**

意見応募用紙は、市のホームページを参照するか市役所総務課行政改革推進G(本庁3階)、または各総合支所市民福祉課に置いてありますので、次のいずれかの方法で提出してください。

提出していただける意見は、意見応募用紙1枚につき1意見、1メールにつき1意見となります。

- ・直接持参・・・市役所総務課行政改革推進G(本庁3階)または各総合支所市民福祉課
- ・郵送・・・〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6 常陸大宮市役所総務課行政改革推進G
- ・FAX・・・市役所総務課行政改革推進G FAX 53-6010
- ・Eメール・・・gyokaku@city.hitachiomiya.lg.jp

(件名を「第3次常陸大宮市行財政改革大綱(案)及び同実施計画(案)」として提出してください)

※電話での受付は行いません。

匿名での受付は行いません。(提出いただいた意見について、内容の確認をする際に必要なため)

◎**結果の公表**

提出していただいた意見の内容、検討結果については、次の方法で公表します。

- ・広報常陸大宮お知らせ版及び市ホームページにて公表します。
- ・市役所総務課行政改革推進G(本庁3階)、各総合支所市民福祉課で閲覧できます。

※意見をいただいた方の氏名等は、一切公表しません。

※提出された意見について、個別の回答はしません。

※内容が類似する意見は、取りまとめて公表することがあります。

問 本庁 総務課行政改革推進G ☎52-1111 内線321 FAX 53-6010

✉ gyokaku@city.hitachiomiya.lg.jp

HP <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>

「第3次常陸大宮市行財政改革大綱(案)及び同実施計画(案)」の概要

【基本目標】

市民協働のまちづくりと積極的な行財政改革による市民サービスの向上と行政経営の推進

第3次常陸大宮市行財政改革大綱では、基本目標を「市民協働のまちづくりと積極的な行財政改革による市民サービスの向上と行政経営の推進」と定め、市民と行政が協働してまちづくりに取り組むとともに、積極的な行財政改革により、質の高い市民サービスを提供し、行政経営を推進していきます。

【基本方針】 基本目標を実現するため、次の5つの基本方針を設定します。

【基本方針1】 まちづくり改革

地域の特性をいかし、実情に合ったまちづくりを推進するため、基本となる「(仮称)協働のまちづくり基本計画」を策定し、地域自らが責任を持って実践できるよう、自治組織の育成・強化を図り、市民と行政の役割分担を明確にし、市民協働によるまちづくりを推進します。

【基本方針2】 市民サービス改革

地方分権の進展に伴い、新たな行政課題が生じたり、高度な専門的知見が必要とされたりすることが予想されます。また、市民ニーズが、社会情勢の変化等により多様化しています。

このような様々な状況に対応するため、「簡素で効率的」を基本に、迅速かつわかりやすい市民サービスの提供に努めます。

また、情報化社会における電子自治体として、ICT（情報通信技術）等を効果的に活用して、適切な情報を市民に提供します。

【基本方針3】 職員改革

新たな発想と政策課題に対応できる人材の確保と育成に主眼を置き、幅広い分野から多角的視点で職員を採用するとともに、多様な研修機会や自己研鑽によりスキルアップを図り、市民サービスの向上に努めます。

また、職員がいきいきと働くことができるよう、職場環境の向上を図るとともに、特に女性が躍進できる環境づくりに取り組みます。

【基本方針4】 財政基盤改革

財政の健全化を図るうえでは、市債残高を縮減していくことが重要課題であるため、今後も中長期的財政展望に立った財政収支計画に基づき、市債の発行を抑制しつつ効率的・効果的な財政運営に努めます。

また、社会・経済情勢を常に把握しつつ、将来にわたって安定した行政経営を行えるよう、財政運営の見直しを図るとともに、自立し安定した財政基盤を維持するため、市税等の自主財源の確保に全力で取り組みます。

【基本方針5】 事務事業改革

地方分権が進行する中で、地方自治体には、なお一層の効率化と透明性が求められています。限られた財源の中で、新たな行政課題や社会・経済情勢の変化に対応していくため、今まで以上に最少の経費で最大の効果をあげなければなりません。そのためには、業務遂行における取組目標を設定するほか、積極的に事務事業の見直しを行い、簡素で効率的な行政経営を推進します。

また、公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続制度を適正に運用するとともに、行政情報の積極的な提供、監査機能の充実・強化を図ります。